

## 答 申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、令和3年5月28日付けの保護変更決定通知書(以下「本件処分通知書」という。)により請求人に対して行った保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

当初から8,000円の控除が認められていたが、令和3年6月分から認められなくなって、(必要経費としての)電気代も認められなくなった。本件各自販機の管理は、ゴミ捨てるの処理、雑草の処理その他いろいろ行っている。もともと本件各自販機の設置は、担当職員が勧めたものであり、今さら認めないと言われても迷惑な話で困っている。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項の規定を適用して、棄却すべきである。

## 第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和４年９月２２日	諮問
令和４年１１月７日	審議（第７１回第３部会）
令和４年１１月２９日	審議（第７２回第３部会）

## 第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### １ 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性・基準・種類

法４条１項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法８条１項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとされている。

法１１条１項は、保護の種類として、１号に生活扶助を掲げ、法１２条は、生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの（同条１号）の範囲内において行われると規定している。

#### (2) 職権による保護の変更

法２５条２項及び同項が準用する２４条４項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要と

すると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

### (3) 収入額の認定の原則

地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第 8・2（収入額の認定の原則）によれば、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前 3 箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを相当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとしている。

### (4) 財産収入に係る収入認定

次官通知第 8・3・(2)・ウ・(ア)は、田畑、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、その実際の収入額を認定することとしている。

また、同・(イ)は、家屋の補修費、地代、機械器具等の修理費、その他(ア)の収入をあげるために必要とする経費については、最小限度の額を認定することとしている。

### (5) その他の収入に係る収入認定

次官通知第 8・3・(2)・エ・(イ)は、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額 8,000 円（月額）を超える場合、その超える額を収入として認定することとしている。

## 2 本件処分についての検討

### (1) 令和 3 年 5 月分の収入認定（確定額）について

本件各契約により得られる収入は、本件土地を本件各自販機設

置会社に利用させて同社の取扱商品を販売させ、当月の売上実績に応じて、翌月に所定の対価を得るという性質のものであり、このように土地の使用に係る定期的収入を得ていることからすれば、次官通知第8・3・(2)・エ（その他の収入）の(イ)にいう請求人所有の「不動産又は動産の処分」による臨時的収入の性質を有するものではなく、同・ウ（財産収入）の(ア)「田畑、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入」に当たるものといえる。そして、同規定に該当する場合については、「その実際の収入額を認定すること」とされ、同・(イ)は「(ア)の収入をあげるために必要とする経費については、最小限度の額を認定すること」とされているところ、本件において処分庁は、本件通帳記載の各自販機設置会社からの令和3年4月における入金額合計17,038円を収入額として認定した上で、チェック表記載の電気料金の合計額2,880円を請求人が本件収入を得るための必要経費として控除し、本件収入認定額を認定していることが認められる。

以上によれば、本件収入額の認定は上記1・(4)の定めに則ってなされた適法・妥当なものといえる。

(2) 令和3年6月分の収入認定（推定額）について

令和3年6月分の収入認定額は、同月の実際の収入額が確定する前の推定額として認定したものであるところ、収入の認定は、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により適正に認定すべき旨規定されており(上記1・(3))、本件において、前3箇月分（同年3月分～5月分）の各収入認定額がそれぞれ15,628円、16,867円、17,038円であることに照らせば、これらの金額よりも若干少額の15,000円を収入認定の推定額とすることも特段不合理であるとはいえない。

(3) したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに則って行われたものと認められ、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件収入認定額の全額を収入として認定すべきでなく、そのうち8,000円については令和3年4月以前と同様、収入認定額から控除すべきであると主張している。

しかし、本件収入は財産収入に当たるとして、その全額を収入として認定した本件処分に、違法又は不当な点が認められないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

また、請求人は、本件処分では必要経費としての電気代の控除も認められなくなった旨主張するが、本件処分のうち、令和3年5月分の収入認定額（本件収入認定額）については、本件各自販機の稼働に伴い請求人が負担した電気料金は必要経費として控除されており（上記2・(1)）、同年6月分の収入認定額は実際の収入額が確定する前の推定額にすぎないことから（同・(2)）、かかる主張は当たらない。

加えて、請求人は、ゴミ捨での処理、雑草の処理等、本件各自販機の管理を行っている旨主張するが、仮にこのような役務の提供の事実が認められるとしても、それは本件土地を使用させ収益を得るための付随的な維持・管理行為にすぎず、本件収入の財産収入たる性質に影響を生じさせるような事情とは認められないし、そもそも臨時的収入たる「その他の収入」（次官通知第8・3・(2)・エ）に当たるものとは認められないことは、上記2・(1)で述べたとおりであるから、かかる主張には理由がない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一